

令和6年度

三芳町施政方針

令和6年2月28日

三芳町長 林 伊佐雄

はじめに

大和は 国のまほろば 暈(たた)なづく 青垣 山隠(やまごも)れる 大和しうるわし

(訳)大和は国のなかでももっともよいところだ。幾重にも重なりあった青い垣根のような山々、その山々に囲まれた大和は本当に美しい場所です。(『古事記』中巻)

倭建命が、詠んだ大和を思う望郷の歌です。

景行天皇の命により東国遠征から都に帰る途中、様々な苦難を乗り越えてきましたが、伊吹山の神に大氷雨を浴びせられます。瀕死の体で都をめざしますが、力尽きてしまいます。この歌を詠み終えて倭健命は、大きな白い鳥となって空を駆け上がり、大和へ飛び立っていきました。

この歌と出会った時、大和と武蔵野地域の光景が重なりました。武蔵野地域も幾重にも平地林と畑が重なりあう、うるわしき「まほろば」です。

少年時代、武蔵野の平地林を愛し、一人でよく歩きました。竹林と杉や檜の木に囲まれた鬱蒼とした屋敷林から畑に出ると、見渡す限りの大地と大空が広がり、一本の長い野道がどこまでも続く。平地林に入るとヤマが誘うかのように吸い込まれ、奥へ奥へと歩みを進める。再び、広い大地と大空が開け、さらに歩いていくと平地林が待っている。平地林と畑が幾重にも暈なづく青垣山籠れる武蔵野でした。

武蔵野台地の空は、大きく青く、白い雲が流れ、昇る陽、沈む陽、満天の星々と対話し、遠く聳える富士や秩父山脈に見守られて生きてきました。

そして、そこは命輝く美しき生き物の宝庫です。春は平地林の木々が芽吹き始め、山桜やスマレ、キンランが咲き誇り、夏になると山百合、蝉や蝶、鈴虫やクツワムシがその命をおう歌する。秋は紅葉、冬は白銀の世界。

農家は、朝早くから日の暮れるまで働いていました。冬に平地林の落ち葉掃きを手伝いました。父母が掃いたクズ(落ち葉)をかごの中で踏みしめる。カサカサと落ち葉を掃く音が平地林に広がり、家族の愛に満ちあふれていました。

少年時代の心象風景と共感する絵を描いた画家がいます。

19世紀のフランスの画家、ジャン＝フランソワ・ミレー

日本でも多くの人に愛され、農民の姿を写實的に描いた「種まく人」「落穂拾い」「晩鐘」等は有名

です。ミレーの絵を初めて見た時に、広大なノルマンディー地方の大地の中で落穂を拾い、種をまき、祈りを捧げる農民の姿と、秩父山脈に沈む夕陽を浴びて武蔵野台地で懸命に生きている家族の姿が重なりました。それは、決して豊かではないが、家と家族を守るために身を粉にして働く、崇高な祈りそのものの世界でした。

その姿が、点景となって自然の中に溶け込み、武蔵野の「まほろば」は美しく輝いていました。

『大都市近郊にもかかわらず360年以上にわたって伝統的農法が継承されてきたことは奇跡である。若い後継者も多く、6次産業化も進み、システムに生命力がある。』

昨年6月22日、世界農業遺産認定審査のために現地調査で来町された、FAO(国連食糧農業機関)科学助言グループの中国 李先生の言葉です。翌月の7月5日に、当地域の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は世界農業遺産に認定されました。

私たちの故郷に、新たな光が差し込み、世界から注目されることになりました。

360年前に当地域を開拓した先人達、代々継承してこられた農家の皆さま、認定に向けてご指導いただいた先生方、関係者の皆さまへの感謝の気持ちで一杯です。

私の心の中で生きている武蔵野の「まほろば」は、もはや 60 年近く前の武蔵野の姿です。360年以上にわたって継承されてきましたが、ここ数十年で都市化の波によってその姿が大きく変わってきています。

世界農業遺産認定地域の中で、当地域は大都市東京の近郊に位置しています。都市農業として認定された地域はありますが、大都市近郊では世界で唯一であり、FAOの李先生に奇跡と言わしめた所以です。

しかし、人類の社会経済活動が、産業革命以降加速度的に拡大され、私たちが地球上で安全に生存できる限界を超えようとしています。環境学者ヨハン・ロックストローム氏らが提唱する「プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)」が、大都市近郊故にどこよりも早く迫りつつあるのを日々実感しています。

江戸時代以降、私たちは人類の最先端で360年以上にわたって「農」を通して地球環境を守り続けてきました。これまでは奇跡であったかもしれないが、いつまでも奇跡が続くとは限りません。奇跡を偶然の産物ではなく、必然の結果とするためには、今まで以上の強い意志と努力と連携が必要です。

かつての武蔵野の「まほろば」は変容しつつありますが、伝統的農法を懸命に継承している農家

や市民サポーターの姿に、なかでも懸命に落ち葉を集める輝く子ども達の瞳に、そして、未だ残る里山の自然景観に「まほろば」の心は光り輝き生き続けています。世界農業遺産認定は、私たちにとって大きな喜びですが、それは世界からの期待であり激励でもあり、また一方で変容しつつある「まほろば」の悲痛な叫びに耳を傾けよとのメッセージに思えてなりません。

60年前に時計の針を戻すことはできませんが、至る所に依然として「まほろば」が輝いています。その麗しき武蔵野の「まほろば」を、60年後の未来の子ども達に継承するのが、私たちの使命です。

それは、私たちの祈りです。

奇跡は長くは続かない。

「プラネタリー・バウンダリー」が迫る中で、日々失われていくものがあります。

強い意志と覚悟とビジョンをもって力を合わせて、奇跡を確固不動なものに、「まほろば」を未来の子ども達に継承していかななくてはなりません。

1 町政運営の基本方針

昨年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが、「5類感染症」になりました。法律に基づき、住民の皆さまに様々な要請や協力をお願いしていましたが、社会経済活動が再開され、コロナ前の日常生活が戻ってきました。

長いトンネルから抜け、日々の生活が眩しく輝いています。「みよしまつり」「体育祭」「産業祭」などをはじめ様々な社会活動や事業が復活し、子ども達からお年寄りまで住民の皆さまの笑顔と元気な姿が街にあふれました。

令和6年度は、いよいよポスト・コロナ時代の幕開けです。

人類史は災害史ともいえます。過去の大災害の歴史をたどると、巨大地震や火山噴火、洪水、干ばつ等の天変地異、また疫病の大流行や長期化する戦乱等の人為災害も含め、大災害をきっかけとして歴史が動き、転換してきました。

1755年、ポルトガルの首都リスボンで発生したリスボン大地震。この大地震をきっかけに歴史は大きく動き、近代科学も産業革命も啓蒙主義も、自由・平等・博愛の革命思想も、すべてが一斉に動き出し、近代という時代が始まったと言われています。(※1)

2024年の現在に目を転じて見ると、新型コロナウイルス感染症禍の数年間、世界経済や社会生活、個人の価値観に大きな影響を与えました。

令和6年度の町政運営は、こうした大きな時代の転換の兆しを視野に入れながら、38,000人の

住民の皆さまの福祉の増進、町政の発展を目指していかなくてはなりません。自治体を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少社会が進む中で、子育て支援や高齢者福祉政策、公共施設の更新、DXの推進、自然災害等への危機管理、地球規模の環境問題、今後想定される財政支出を念頭に置いた行財政改革など行政課題は山積しています。

こうした自治体の置かれている状況とポスト・コロナ時代を踏まえ、コロナ禍に未来を見据えた主要な施策を、ここ数年で策定し、また、策定しているところです。「第6次総合計画」「みよしフォレストシティ構想」「第8次行政改革大綱」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「立地適正化計画」「環境基本計画」「教育大綱」「SDGsのまちづくり宣言」「ゼロカーボンシティ宣言」などは、ポスト・コロナ時代の文脈の中に位置付けた主要な施策となっています。

「第6次総合計画」は町の最上位計画であり、令和6年度から令和13年度までの8年間の計画期間です。「第6次総合計画」を中心に、今述べた様々な計画、施策を確実に推進していくことが求められています。そして、8年後の三芳町の将来像「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ(ウェルビーイング)のまち」(※2)の実現が、私たちの新たなまちづくりのゴールです。

その実現のためには、議会をはじめ住民の皆さま、事業所や関係団体、関係機関との連携、協働、共創、共生が必要です。新たなまちづくりのスタートにあたり、町政運営の基本的な考えについて述べます。

2 人類の北極星「幸せ(ウェルビーイング)」の実現に向けて ～百折不撓の心で、残された時間はない

日本は、少子高齢化、人口減少が進む中で、これまでの右肩上がりの経済成長が是とされた「物質的な豊かさ」を求める価値観から、生活の質や満足度を高めることを主眼に置いた「心の豊かさ」を求める価値観へと変化が生じています。こうした中で、心の豊かさや持続的な幸せを表す概念である「ウェルビーイング」(well-being)の実現に向けた取組が、現代社会において、様々な分野で広がりをみせています。

令和6年度からスタートする「第6次総合計画」においても「ウェルビーイング」をキーワードに、8年後の三芳町が目指す町の将来像を「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ(ウェルビーイング)のまち」としました。

これまでも、「幸せ」は、まちづくりの重要なキーワードでした。平成30年、三芳町は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以降「東京2020オリンピック」又は「東京2020パラリンピック」といいます。)でオランダ女子柔道チームとマレーシアのホストタウンとなりました。オランダの子

ども達の幸福度は世界一であり、東京2020オリンピックのレガシーの一つとしてオランダの教育や価値観等に学び、「幸せ」のまちづくりを進めてきました。

そして、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、国家間の紛争、自然災害、地球規模の環境問題など、私たちの生命の存続と安寧が脅かされ、不確実性を増す未来への不安の中で、人間が生きることの意味と人類の進むべき方向性が問われているように思えてなりません。

振り返ってみると

令和2年春、突如として人類を恐怖と不安に陥れた新型コロナウイルス感染症というパンデミックは、死が目前に迫っているという実存的な不安を呼び覚まし、共同体から個人を引き裂き孤独と閉塞感の闇の中に人々を突き落としました。

令和4年春には、ロシアのウクライナへの軍事侵攻。これまでも地域紛争は世界各地で発生していましたが、80億の人類の目前で無辜の市民、老若男女が殺戮され、故郷や都市が破壊される非人道的な戦争の狂気が荒れ狂う。さらに、令和5年10月には、イスラム組織ハマスのイスラエルへの大規模攻撃により双方の応酬が続き、今も戦闘の終息の兆しは見えてこない。

そして、令和6年、新春の元旦、突如として能登半島を中心に震度7の地震が発生しました。240名を超える尊い命が奪われ、家族と故郷を失い、多くの方々が避難所での生活を余儀なくされています。

被災した能登の里山里海は、平成23年、日本国内で初めて世界農業遺産に認定されました。農林漁業によりもたらされる多くの恵みと、守り伝えられてきた祭礼や伝統技術、美しい景観、豊かな生きもののつながり等は、日本の誇る世界農業遺産です。

平成25年、能登で開催された世界農業遺産国際会議に参加し、伝統的な農林漁法を継承されてきた方々と交流し、当地域も世界農業遺産認定を目指すことを決意しました。昨年は、認定10周年の記念式典が開催され、これまでの取組事例等を参考にさせていただこうと考えていたところでした。その里山里海とそこに生きる人々が被災された姿を見ると、心が痛み悲しみに胸が一杯になります。一日も早い復興を願ってやみません。

さらに、産業革命以降、人類の社会経済活動が加速度的に拡大され、私たちが地球上で安全に生存できる限界を超えようとしている。「プラネタリー・バウンダリー」が、ひたひたと迫ってきています。真実の顔をなかなか見せないが、気候変動など突如として牙をむく「プラネタリー・バウンダリー」は、感染症というパンデミックも戦争も自然災害もすべてを呑み込み、人類を暗黒の世界へ葬り去ろうとしています。

私たちは、どこに向かって、何を求めて生きているのか。ゴールはどこにあるのか。複雑で多様化するグローバルな現代社会の中で生きている私たちにとっての北極星はどこにあるのか。今述べたようなここ数年来の世界情勢や地球環境を鑑みると、やはり私たち人類の北極星は、誰一人取り残さない「幸せ」の実現であると考えます。

その「幸せ」の実現には、複雑、多様化する現代社会の中で多様なステージでのアプローチが求められます。

日々の日常において地域社会で家族や知人と共に生きる「幸せ」、国際社会の中で人類全体の「幸せ」を願い、世界の人々と共に生きる「幸せ」、自然災害や疫病なども含めた非日常の危機を受け入れ克服して生きる「幸せ」、そして、私たち人類が共存して生きている地球環境の持続可能な未来を見据えた「幸せ」等のステージです。

そして、行政は、地域社会の中の「幸せ」の実現のみを追求するのではなく、他のステージも視野に入れなくてはなりません。「第6次総合計画」では、住民の幸せ「ウェルビーイング」を実現する上で、策定の背景にグローバル化の進展と多文化共生、感染症など危機管理への対応、「プラネタリー・バウンダリー」が迫る環境問題の深刻化、SDGsの達成を目標にした持続可能性の確保などをあげています。いわば、行政での施策や事業展開での限界はあるものの、様々なステージでの「幸せ」を前提にしています。

そして、誰一人取り残さない「幸せ」を実現するためには、これらのステージを視野に入れ、これまで策定された、また、策定中の関連する諸計画等の推進、実行が求められます。

人類の北極星、誰一人取り残さない「幸せ」の実現のためには、私たち人類が潜在的に持っているDNAを信じて生きることが大事です。

人類は、様々な困難や試練を克服し社会を発展させ歩んできました。世界に光と闇があるとするならば、闇の中にあっても光を求め、必ず「陽はまた昇る」と信じて生きてきました。

「百折不撓」～心が百回折れてもくじけない。どんな困難にも屈しない。百遍倒れたら百遍立ち上がる。これが人類のDNAだと言われています。

人類の北極星、誰一人取り残さない「幸せ」の実現に向けて、「百折不撓」の魂で歩いていかなければならない。

そして、私たちに残された時間は多くない。

3 小さな出逢いが未来を拓く ～協働・共創・共生は出逢いの積み重ね

三芳町は、平成20年「協働のまちづくり条例」を施行し、これまで住民の皆さまと町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って「パートナー」としてまちづくりを進めてきました。協働のまちづくりネットワークによって住民の意識は変わりはじめ、モデル事業等を含めて多くの成果を上げることができたと認識しています。

しかし、平成26年11月、政府は少子高齢化、人口減少社会を迎え、「まち・ひと・しごと創生法」を公布し、地方創生を大きな政策的支柱としました。令和2年、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、さらに、令和4年、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、自治体にはデジタルの力を活用し、地方の社会課題を解決し、町の魅力向上の取組などを加速化・深化することが求められています。

また、新年度からスタートする「第6次総合計画」をはじめ「みよしフォレストシティ構想」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「環境基本計画」「(仮称)地域活性化発信交流拠点」「教育大綱」「SDGsのまちづくり宣言」「ゼロカーボンシティ宣言」などの計画や施策を実施していく上で、今まで以上に住民、民間企業、NPO、大学等との協力、連携が必要になってきています。

昨年度は、まちづくりのキーワードは『共創』とし、牧瀬稔氏の著書(※3)を参考に施政方針の中で、「これからの持続可能な未来のまちづくりは、『協働』に新たな価値を創造する『共創』を加え、革新的なまちづくりモデルや地域活性化につなげるオープンイノベーションを創出していく必要がある」と述べました。

そして、牧瀬氏を講師に招聘し、「三芳の未来をつくる共創のまちづくり」と題し、3回にわたりワークショップを開催しました。住民の皆さまをはじめ地元企業、大学、関係団体など100名近い参加者と共に『共創のまちづくり』について意見交換を行いました。

『共創』は、「課題解決志向」のまちづくりで、『協働』は「課題解決実施」のまちづくりであり、目標設定の段階から連携・協力し、民間等のノウハウを活用し、新しい魅力を創出することが『共創』のポイントとお話をいただきました。自治体における政策形成サイクル(※4)の中の「政策研究・政策立案」が『共創』で、「政策実行」が『協働』であり、官民連携においては、オープン性、目標の共有、共感、プロセス重視などが重要であると説明いただき、『共創』について理解を深めることができました。参加者からも意見をいただき、今後、「(仮称)共創のまちづくり検討会議」を組織し、共創のまちづくり指針・条例制定等を進めてまいります。

これまで三芳町は、まちづくりの推進、改革のエンジンとして政策研究所「未来創造みよし塾」を設置し、様々な政策的課題解決のために、大学や民間企業、有識者と住民の皆さま、職員が一つになってチームを作り、政策研究、政策立案に取り組んできました。世界農業遺産の認定、オリンピック・パラリンピック事業、SDGsのまちづくり事業などは、多様な主体が連携し、町の新たな魅力や価値を共に創りあげてきた成果です。今、振り返ってみると、これらも「共創のまちづくり」という大きな枠組みの中で行ってきたとも言えます。

『共創』が、「幸せ」のまちづくりの実現に向けて重要な取組であるとしたら、それと同様に、あるいはその前提となる価値観が『共生』です。『共生』が目指す社会は、障がいがある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、性的指向に関係なく、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会です。その共生社会を実現するために、『共創』という協力、連携が必要であり、『共生』と『共創』が一つになって「幸せ」のまちづくりが実現可能となります。

三芳町は、平成26年10月に、「あいサポート運動推進に関する連携協定」を鳥取県平井知事に出席いただき締結し、共生社会実現に向けて障がいの特性を知り、共に支えあうまちづくりを進めてきました。また、平成27年12月には、「手話言語条例」を制定し、手話は言語であることの普及啓発と聴こえに関する情報保障に取り組んできました。

また、令和3年に開催された東京2020パラリンピックでは、マレーシアの共生社会ホストタウンとなりました。新型コロナウイルス感染症の拡大で事前キャンプを町で実施することはできませんでしたが、マレーシア選手団が金メダル3個、銀メダル2個を獲得したことは、私たちにとっても大きな喜びとなりました。そして、パラリンピック大会閉会式の当日、政府の許可を得て、マレーシアパラリンピック委員会メガット会長が来庁され、三芳町に感謝の意を述べてくださいました。

その出逢いは発展し、昨年8月、メガット氏が会長を務めるマレーシアのホッケーチームと飯能市、三芳町の三者で「ホッケーによる交流に関する協定」を締結しました。さらに、昨年9月にマレーシアを訪問した際にメガット会長が仲立ちになり、マレーシアデフスポーツ協会と三芳町は、令和7年に、100年の記念大会となる「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」(以降「東京デフリンピック大会」といいます。)において、日本で最初となる「トレーニングキャンプに関する覚書」を締結しました。

東京デフリンピック大会でのホストタウンは、三芳町のT氏の提案によるものでした。そのT氏の紹介で、マレーシア、バティックアーティストでろう者のLIM氏をご紹介いただき、氏の画廊を訪問

し、氏の描いた路上作品等を視察させていただきました。来年開催の東京デフリンピック大会では、デフリンピアンとの交流はもとより、芸術文化を通じて世界が一つにつながることを願っています。

今年度は、「あいサポート運動推進に関する連携協定」を締結して10周年、来年度は「手話言語条例」を制定して10周年、さらに東京デフリンピック大会が開催されます。この節目の年を、さらなる共生社会推進に向けて絶好の機会としなければいけないと考えています。

『人間は一生のうち逢うべき人には必ず逢える。

しかも一瞬早過ぎず、一瞬遅過ぎない時に。』

森信三『一語千鈞』

世界農業遺産認定まで10年の歳月を要しました。しかし、今では、その歳月は必然であったと思います。さらに多くの人との出逢いがありました。一人ひとりの出逢いの積み重ねが、当地域の伝統農法を世界農業遺産へと導いてくれました。

東京デフリンピック大会のホストタウンも然り。そして、これまでの三芳町の発展、成果は多くの人々との出逢いと協力、参画によるものです。

一度しかない人生、広い世界の中で、逢うべき人には必ず逢える。

その出逢いを大切に、人生を生き、まちづくりに活かしていく。仕事や人生で成果を上げる原理原則は、シンプルなのかもしれません。共創・共生という以前に、良き出逢いを一瞬も見逃さずに大切にしていくこと、そして、その出逢いにめぐり合えるように自身を高めておくことが大切ではないかと思います。

小さな出逢いが未来を拓く。

協働・共創・共生は、小さな出逢いから始まり、その積み重ねが未来を拓きます。

4 誰もが幸せに生きる 夢の実現に向けて ～Child Friendly Cities Initiative の推進

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、地方公共団体の長が、当該地方公共団体の「教育大綱」を定めることになりました。平成28年度に策定した「教育振興基本計画」が令和5年度に最終年度を迎えます。

これを受けて、政策研究所においてこれまでの取組の成果と課題、社会情勢の変化、また、「第6

次総合計画」の指針も踏まえて、新たな教育等の振興に関する基本理念、基本方針を示した「教育大綱」を策定しました。

策定にあたっては、児童・生徒との懇談や、保護者や関係者、有識者との意見交換の場を設け、さらに児童・生徒、保護者、教職員向けアンケートを実施し、その中で出された意見も取り入れさせていただきました。

「教育大綱」の基本理念は「誰もが幸せに生きる 夢の実現に向けて」です。

かつてアフリカやアジアで出逢った子ども達が、私に人生を生きる意味と勇気と希望を与えてくれました。その夢を語る瞳は美しく眩しく輝いていました。

その思いを「教育大綱」の冒頭で次のように述べました。

『「君の夢は何？」

二度とない人生。

その人生をどのように自分らしく、幸せに生きることができるのでしょうか。

世界を見渡してみると、今なお戦争や貧困や病気で、幼くして命を落とす多くの子ども達がいます。

彼らは、どのような気持ちで毎日を生きているのでしょうか。

今から 30 年以上前、発展途上にあるアフリカやアジアの子ども達への支援活動を行っていました。エイズが蔓延するスラムで生きる子ども達、「スモーキーマウンテン」(絶えず発火して煙の絶えないゴミの山)でゴミを拾って生活している少女、火山噴火によって被災した少数民族の少年、孤児院の子ども達…。

彼らは、生と死の狭間にあり、貧困の中にあっても未来を見つめ、その瞳は眩しく輝いていました。

「Ano(アノ) ang(アン) pangarap(パガラップ) mo(モ) ?」(「君の夢は何？」タガログ語)

「看護師になってお母さんを助けてあげたい」

「パイロットになりたい」

少年少女は、目を輝かせて答えてくれました。

夢は、未来への人生の道標であり、生きる希望であり、生きる意味であり、人生を幸せにする原

動力です。

当時、人生の意味に迷い苦しんでいた私に、子ども達の夢を語る眩しく輝く瞳が、生きる勇気と希望を与えてくれました。

誰もが、夢に向かって生きることができる、誰一人取り残されない教育を目指してまいります。』

昨年度は、新たに教育政策研究所を立ち上げ、外部の有識者と共に議論を重ね、町の新たな教育政策「MOVEプラン」を策定しました。「教育大綱」の基本理念、基本方針を実現するための三芳教育推進のための計画です。すべての子ども達が、誰一人取り残されず、夢の実現に向かってその可能性を最大限に発揮し、より良い未来を築き幸せに生きていってほしいと願います。

また、政策研究所では、「(仮称)子どもの権利に関する条例」についても提言をいただきました。

平成元年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。世界中のすべての子ども達が持つべき権利を定めた条約です。この条約には、4つの原則、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」があり、日本は平成6年に批准しています。

令和5年4月には、「こども基本法」が制定されました。これまで、国連・子どもの権利委員会から日本国政府に対して、子どもの権利に関する包括的立法の必要性について再三勧告されてきました。今回の「こども基本法」制定の意義は大きく、その推進にあたり政府はもとより、実施機関である地方自治体の役割と責務はさらに大きいと言えます。(※5)

令和6年3月には、政府からこども計画策定のガイドラインが示される予定です。政策研究所からは、上記の経緯を踏まえ、町にあった実効性のあるこども計画の策定と「(仮称)子どもの権利に関する条例」を制定することを期待するとの答申をいただきました。

世界を見渡してみると、今なお戦争や貧困や病気で、幼くして命を落とす多くの子ども達がいまいます。また、先の能登半島地震でも多くの子ども達が犠牲になりました。あらためて、世界に目を向けながらも足元を見据えて、子ども達の幸せを第一に考えるまちづくりが求められています。

ユニセフ(UNICEF)は、「みんなが幸せになれるまち」をつくるために、「子どもにやさしいまちづくり事業(Child Friendly Cities Initiative(以降「CFCI」といいます。))」(※6)を推進しています。CFCIとは、子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動です。その特徴は、“まち”の人々がみんなであらゆる“まち”をつくっていくこと、とりわけ、子どもをまちづくりの主体、当事者として位置付けることです。

三芳町の姉妹都市マレーシアのペタリング・ジャヤ市(以降「PJ市」といいます。)は、2023年10月、マレーシアで初のユニセフ・チャイルド・フレンドリー・シティに認定されました。

PJ市とは、これまで「アジア太平洋ユースフォークロアフェスティバル」や「インターナショナルユースリーダーシップキャンプ」への参加等、子ども達の交流事業を実施してきました。また、この度の認定を機に、CFCIへの連携も提案いただいています。

「教育大綱」の基本理念「誰もが幸せに生きる 夢の実現に向けて」を推進していく上で、「(仮称)子どもの権利に関する条例」を制定し、その具現化のためにCFCIを実施していくことは重要であると考えます。

長年にわたりオランダで生活しオランダの教育に詳しい教育研究家リヒテルズ直子氏の言葉が、私の教育理念の一つになっています。

「どうしたら日本という国を幸福感の高い国にしていけるのでしょうか。それは、突き詰めて言えば、子どもたちの声に耳を傾けることだとわたしは思います。子どもが幸せに生きられる社会は、大人たちも幸せに生きられる社会です。」(※7)

三芳町は、「第6次総合計画」で、未来のまちの将来像を「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ(ウェルビーイング)のまち」としました。

そして、住民の幸せの向上を図ることは、リヒテルズ直子氏が指摘するように子ども達が幸せに生きられる社会をつくることです。

子ども達の声に耳を傾け、「子どもにやさしいまちづくり」を推進し、誰もが幸せに生きられる社会を創ってまいります。

5 令和6年度予算編成について

町財政運営の根幹である町税については、前年度当初予算比で増収を見込んでいます。しかし、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進む一方、原油等の資源価格高騰、物価上昇などの不安定な経済情勢から、町税収入においては下振れリスクを抱えています。また、歳出面では、少子

高齢化による社会保障関係費の増加のほか、老朽化する公共施設の更新など財政需要が増加しており、予断を許さない状況が続いています。

これまでの積極的な行財政改革の取組等により、財政調整基金をはじめとする基金残高を大きく増加させることができましたが、令和6年度は新たな「第6次総合計画」の開始年度となるため、各施策を着実に推進していくとともに、将来にわたり安定的で持続可能な町政運営をめざし、引き続き不断の行財政改革に取り組んでまいります。

令和6年度の当初予算は、一般会計が149億8,449万4,000円で、前年度比14億8,074万6,000円、率にして11.0%の増となっています。

公債費や諸支出金は減少したものの、総務費や土木費、教育費が大きく増加したため、予算総額も増となりました。

まず、歳入ですが、町税は、76億3,472万8,000円を見込みました。前年度比7,072万7,000円、率にして0.9%の増です。法人住民税、固定資産税を中心に堅調に推移していることから増額を見込んだものです。また、地方消費税交付金につきましては、9億5,260万円を見込みました。前年度比4,700万円、率にして4.7%の減です。国の「地方財政計画」等を踏まえ減額を見込んだものです。地方特例交付金につきましては、2億1,995万5,000円を見込みました。前年度比1億7,017万8,000円、率にして341.9%の増です。国の定額減税による個人住民税の減収補填として措置される地方特例交付金を見込んだものです。国庫支出金につきましては、18億9,419万円を見込みました。前年度比4億5,497万6,000円、率にして31.6%の増です。都市構造再編集中支援事業費補助金が皆増したことなどによるものです。寄附金につきましては、5,091万2,000円を見込みました。前年度比2億5,000万円、率にして83.1%の減です。ふるさと納税制度改正の影響による減額を見込んだものです。繰入金につきましては、6基金より6億6,819万1,000円を繰り入れるものとし、前年度比1億6,996万4,000円、率にして34.1%の増となりました。町債につきましては、13億4,170万円を借り入れるものとし、前年度比6億6,710万円、率にして98.9%の増となりました。

次に、歳出ですが、公債費は元金償還の減等により6,800万5,000円の減となっています。また、諸支出金は、ふるさと納税寄附金による積立金の減等により2億398万9,000円の減となりました。一方で、総務費は、藤久保地域拠点整備事業等の増により、9億20万9,000円の増、土木費は道路改良事業や都市計画道路用地取得事業等の増により1億4,911万7,000円の増、教育費は体育館空調設備設置工事等に伴う小・中学校施設整備事業等の増により3億3,525万9,000円の増となっています。

なお、財政調整基金の残高は、当年度末18億5,673万1,000円を見込み、前年度比1億3,391万2,000円の増となりました。特定目的基金も含めた一般会計の合計基金残高につきましても、当年度末38億7,139万1,000円を見込み、前年度比5億3,372万7,000円の増となりました。

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の特別会計予算につきましては、総額71億5,474万5,000円で、前年度比8.6%の減となっています。

また、水道及び下水道の事業会計予算につきましては、収益と資本を合わせた総支出額が24億3,968万9,000円で、前年度比2.6%の増となっています。

以上、一般会計、特別会計、事業会計を合わせた町全体の予算規模につきましては、245億7,892万8,000円となっています。

6 令和6年度主要事業

次に、令和6年度主要事業について、「第6次総合計画」における分野別ビジョン・政策・施策体系に沿って説明します。

I みんなとつながる共生のまち

政策1 共創のまちづくり

今年度から、新たな総合計画のもと、地域住民の皆さまや民間企業、大学など多様な主体が連携し、異なる視点や価値観を踏まえながら、多方面から意見を出し合い、実践的な取組を展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていく「共創のまちづくり」を展開してまいります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症になったことから、従前どおり、すべての行政連絡区において「まちづくり懇話会」を実施し、住民の皆さまと地域の課題について懇談することができました。「町長の事業所訪問」では、製造、流通、食品等4か所の事業所を訪問し、今後の展望や地域活性化の取組等について、忌憚のない情報交換を実施しました。いずれも、今後のまちづくりに大いに参考になりました。

これまで協働のまちづくりを進めていく過程で、スポーツによる青少年健全育成、食と健康、地域雇用の創出、創業支援、オリンピックホストタウン、地域交通による移動、ゼロカーボン等様々な分野で、多くの企業、大学、金融機関等と包括連携協定を締結し、住民サービスの向上や地域活性

化に取り組んでまいりました。

昨年度は、淑徳大学に地方創生学部が創設されたことから、学生達と町の課題を話し合い、フィールドワークを行うことで、地域で活躍できる人材の育成に連携して取り組みました。さらに、保険会社、県外の地方自治体及び金融機関と協定を結び、産学官金連携による「共創のまちづくり」の土台づくりに取り組むことができました。

今年度は、「共創のまちづくり」をさらに進め、これまでの連携団体に加えて、住民の皆さま・企業・大学・行政・金融機関・労働団体・マスメディア・士業・医師等(産学官金労言士(師))と連携を拡大し、「(仮称)共創のまちづくり協議会」を設立します。また、これら団体のプラットフォームを創設し、新たなアイデアの構築や地域課題の解決を図ってまいります。

また、「(仮称)共創のまちづくり検討会議」を立ち上げ、「協働のまちづくり条例」から深化した「(仮称)共創のまちづくり条例」の策定に向け、協議してまいります。

政策研究所については、昨年度、学識経験者、市民研究員の皆さま、職員が協力して「(仮)三芳バザール賑わい公園構想プロジェクト」「教育大綱・こどもの権利プロジェクト」の2つのプロジェクトを行いました。

今年度は、「竹間沢ホタル育成会」の解散に伴い、「竹間沢こぶしの里」について、改めてその自然環境の可能性を調査し、次世代に繋がる里山の再生を含め、「緑のまちづくり」を研究してまいります。

昨年度、行政連絡区の加入促進や区離れを防ぐため、「地域敬老支援事業補助金」を「地域コミュニティ活性化事業支援補助金」にリニューアルし、それぞれの区の地域特性に配慮した、地域創意による加入率向上に向けた施策に対し補助をいたしました。今年度は、人口や世帯数が少ない行政連絡区に配慮し、補助額の算定方法の見直しを実施いたします。

現在、町には14の行政連絡区が存在しますが、その分区の線引きについて、人口や学校区、選挙区、道路等地理的状況との整合が一部図られていないとの意見がありました。それぞれの行政連絡区の皆さまの意見を聴取し、一定の原案を「行政連絡区審議会」に諮問したいと考えています。

今年度も、「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、各行政連絡区からの意見を聴きながら集会所の整備を行ってまいります。

昨年度、長寿命化を図ることを踏まえた建物全体の大規模改修設計を実施した北永井第2区集

会所、藤久保第5区第2集会所及び竹間沢第1区集会所については、今年度、大規模改修工事を実施します。また、北永井第1区集会所、藤久保第4区集会所及び藤久保第6区集会所についても、長寿命化を図ることを踏まえ、大規模改修工事の設計業務委託を実施します。なお、そのほかの集会所についても、点検により、個々の老朽度に応じた効果的な修繕を計画的に検討してまいります。

政策2 共生のまちづくり

令和2年度から「共生社会推進懇談会」を設置し、様々な団体の皆さまからご意見を伺ってまいりました。町が目指す「幸せのまちづくり」は、自分の周りの人たちの個性と人格を尊重し、互いに相手の気持ちや置かれた状況を思いやり、支え合う社会、すなわち「共生社会」が根底にあると考えます。今年度からは、新たな総合計画をもとに「誰一人取り残さない、共に生きる幸せなまち」として、「みよし Well-being のまちづくり」により共生社会の実現を目指してまいります。

これに先立ち、「さくらまつり」を開催し、「みよし Well-being のまちづくり」を宣言し、記念樹としてサクラを植樹させていただく予定です。運動公園のサクラが満開の中で、キッチンカーやマルシェ、「ふるさと大使」やジャズバンド等多くの皆さまのご協力を得て、賑やかなまつりにしたいと考えています。

今年度もグローバル社会の進展に対応できる力をはぐくみ、国際理解や国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市等を通じて、教育、芸術文化、福祉、スポーツ等幅広い分野で国際交流事業を展開してまいります。

マレーシアの姉妹都市であるPJ市とは、様々な国際交流事業を展開することができました。まず、PJ市の要請で幹部職員4名が来町し、約1か月間にわたり、日本の行政運営や施設運営等を視察・研鑽されました。三芳町においても、彼らからPJ市の行政運営、環境計画、SDGs、公共交通等の取組を学ぶことができました。また、PJ市長を始めとする議員団と職員14名が町を表敬訪問し、主に環境施設やインフラ施設の視察をされました。一方、「アジア太平洋ユースフォークロアフェスティバル」には、三芳町のダンスチームと町を紹介するブース展示スタッフ、町長、議長、議員、職員等総勢18名をお招きいただきました。これら、芸術文化・観光面での住民同士の交流、自治体や議会のトップ交流、職員間の行政交流等が忌憚なく行われたことで、今後の両市町の包括的な交流に発展していく、礎になったものと考えます。

そのほか、PJ市副市長、セランゴール市、セパン市及びクアラランガット市職員、マレーシア大使館の紹介によるミリ市議員の表敬訪問等、マレーシアとは様々な交流が実現しました。PJ市との国

際交流のお陰で、派生的にマレーシアの他の自治体との交流に波及し、日常的に海外の自治体や人が町を訪れるようになりました。今後、三芳町が国際的な町になる第一歩が醸成されたようにも思います。

今年度は、「みよしまつり」に合わせて、PJ市の新市長、議員、ダンスチーム等訪問団を招待し、今後の交流について意見交換を実施するとともに、「みよしまつり」でマレーシアのダンスを披露してもらうことで、住民の皆さまとの文化交流を考えています。

また、東京2020オリンピックにおいて、町のホストタウンとして交流が始まったオランダについては、今年度も、このオリンピックのレガシーを伝承し、町内の中学生を親善大使として派遣してまいります。昨年度は、親善大使として、高校生及び中学生を派遣し、ホストファミリーや現地校の生徒との交流事業を行いました。子どもたちは、ヨーロッパの文化、教育、風土等多くを学び、国際感覚を養ったものと思います。現地で得た経験を、友達や家族に伝えていただくとともに、これを今後の社会生活に活かしていただきたいと思います。

町は、平成22年度まで、オーストラリアクイーンズランド州ブリスベンの学校と「中学生海外派遣事業」等を実施していましたが、新型インフルエンザの流行等により、交流が解消したままになっています。この度、埼玉県から、姉妹友好州省であるオーストラリアクイーンズランド州をご紹介いただいたことから、交流再開に向け、候補地の現地視察を実施いたします。

今年度も、国際社会で活躍できる児童生徒の育成を図るため、海外派遣や英語への興味関心を育てる場の創出、環境づくりを行ってまいります。

子どもたちが視野を広め、異文化を理解し、多様な人々と共に生きていくためには、日本の歴史や伝統文化に誇りをもつとともに、世界の人々や異文化に触れ、自己の考えを深めることが大切です。引き続き、中学生をマレーシアPJ市で実施される「インターナショナルユースリーダーシップキャンプ」に派遣するとともに、マレーシア大使館やオランダ大使館との交流等を継続的に実施し、国際理解教育を推進してまいります。

昨年度、「グローバルアクション事業」として、英語を「話す」「聞く」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育てるため、町内に英検準会場を設置するとともに、英検受験料の補助、オンライン英検対策講座、民間学習塾と連携した英検対策セミナー等の取組を通して、英語検定取得の推進を行ってまいりました。また、町内小中学校全校にALTを配置し、「英語漬けの町内留学体験イングリッシュツアー」を実施しました。今年度は、英検受験会場の拡充、受験料補助の対象学年や対象級の拡充により、英検取得を更に推進します。また、全校に配置されたALTによる「生きた英語」を使って、日常的にコミュニケーションがとれる英語力を育てる授業を充実させてまいります。

今年度も在住外国人が安心して住み続けることができるよう、地域NPOや町内支援団体と連携した支援をしております。昨年度は、外国籍にルーツをもつ人々の円滑な社会生活を支援するため、6か国語で提供している「生活ガイド」に、新たにベトナム語を追加いたしました。また、通訳・翻訳支援、役所窓口等諸手続に関する同行支援や「にほんご教室」の運営支援をしました。さらに、居場所作りと、多文化共生への理解と支援者を募るため、「多文化共生カフェ事業」を実施しました。今年度は、地域NPO・企業・町内支援団体と協議を進め、「多文化共生フィールドワーク事業」を実施します。

これまでも、住民の皆さま一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重しあいながら生活できるよう、共生社会の実現に向けた啓発や教育を実施してまいりました。

今年度は、人権問題に関する住民の皆さまの意識の現状を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を得るため、入間郡市の13市町で「人権に関する意識調査」を実施します。

また、子どもたちに多様な人々の存在を理解し、お互いを認め合う心をはぐくむため、人権作文、人権講演会、映画上映等のアトラクションを実施する「人権教育実践交流会」、人権標語、人権ポスター等の募集、「人権感覚育成プログラム」を活用した授業や「多様性の尊重」をテーマにした授業を展開することで、互いを認め合おうとする態度を育成します。さらに、人権教育講演会「命の授業」を通じた自他の命を尊重する教育を推進するとともに、「ゲートキーパー研修」の実施により、教員の指導力を高め、これまで以上に子どもに寄り添った支援や個々の課題に丁寧に対応できるよう取組を実施してまいります。

令和3年度からスタートした「パートナーシップ宣誓制度」については、現在、埼玉県内の約9割の自治体で導入が進んでいますが、それぞれの自治体で手続方法等が異なっています。住所異動に伴う利用者の負担軽減や利便性の向上を図るため、今年度、埼玉県内での「自治体間連携協定」を締結いたします。

障がい者が芸術文化に参加しやすい環境を整え、障がい者が個性と能力を発揮できる機会を醸成します。昨年度は、障がい者のための「打楽器ワークショップ」を実施し、障がい者の芸術文化活動参画の第一歩を踏み出すことができました。今年度は、「共生社会推進事業」において、ろう者であるマレーシアの伝統的なろうけつ染めのバティックアーティストを招聘し、「デフリンピック事業」と横断的に連携し、障がい者の芸術文化活動の推進と多様な人々との交流をすすめてまいります。

Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち

政策3 未来を切り拓く力の育成

主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな身体をはぐくみ、誰一人取り残されず、すべての子どもの可能性を引き出すような、多様な学びを進めてまいります。

昨年度、児童生徒・保護者一人ひとりに寄り添った支援を行うため、いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)だれでも(Anyone)、誰一人取り残されない学習機会の確保と、社会的自立の支援を行うため、学校と関係諸機関が円滑に連携できるよう教育センターを中心とした相談体制の充実を「3Aプラン」として推進してまいりました。

今年度は、教育相談室に心理士を配置し、より専門的な相談体制を構築するとともに、中学校への校内教育支援室「すてら」の設置や支援員の配置により、不登校児童生徒の支援体制の充実を図ってまいります。

昨年度、町の新しい教育政策を検討するために、教育政策研究所を立ち上げ、児童生徒や教職員へのアンケートやヒアリングを実施するとともに、外部の有識者を教育政策アドバイザーとして委嘱し、議論を重ねました。その結果、「自分とつながるプロジェクト」「社会とつながるプロジェクト」「世界とつながるプロジェクト」という3つのプロジェクトで構成する「MOVEプラン」を策定しました。「MOVEプラン」は非認知能力の育成や探究的な学びの推進等の取組をまとめ、これからの学校教育を推進していくものと位置付けています。

今年度は、「MOVEプラン」の基本構想を基に、取組の段階的な実施を中心に進めてまいります。また、引き続き、教育政策研究所において、取組の検証等の研究を行ってまいります。

グローバル化やデジタル化が進み、変化が激しく予測不可能な社会の中で、子どもたちが活躍するための資質・能力を育成することが大切です。これまでの知識・技能を一方向的に教える授業から、課題を発見し、主体的・協働的に学ぶ「探究的な学習」へと授業を改善することで、自ら学びへ向かう力を育成してまいります。また、企業や地域社会と連携した学習活動を充実させ、より一層ICTを活用することで、思考力・判断力・表現力を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現してまいります。

伝統文化、芸術文化、スポーツ、環境、福祉等に関する豊かな体験活動の充実を図り、主体的に社会の形成に参画する人材を育成してまいります。また、読書活動を推進するため、一人1台のタブレットを活用して、読書記録の作成や必要な図書の探索を可能とする環境整備を行い、より一層、読書に親しもうとする態度を育成してまいります。

さらに、いじめの根絶を目指し、全小中学校での「いじめ撲滅サミット」の開催、教育相談体制の充実、不登校の未然防止を図るほか、誰一人取り残さない教育を実現してまいります。

子どもの声を活かした校則や学校のきまりの見直し、町へ提言する「プレゼンテーション大会」の実施、子どもの意見を聴く場や意思表示する場の設定等により、子どもが自分の考えや行動に責任を持つことの大切さを理解し、自ら社会へ参画していこうとする態度を育成してまいります。

教科や総合的な学習の時間において、探究的な学習を具現化するため、「PBL型学習」や「STEAM教育」を導入し、自己の課題解決に取り組む授業を展開するとともに、様々な分野の学問を一体的に関連付けた授業を実施するなど、現代社会の様々な課題に対応しようとする力を育ててまいります。また、「デジタルシティズンシップ教育」に取り組み、ICTを適切に活用していくことができる子どもを育成してまいります。

今年度から、一部小学校の水泳指導を民間事業者に委託いたします。これにより、学齢の低いうちから質の高い専門的な指導を受けることで、基本的な泳力を身に付けることを目指してまいります。

教員のライフステージに合わせた年次研修や学校指導訪問等、全ての教員が指導力向上に向けた研修を受講し、資質・能力を高めてまいります。また、授業の中で、教員がICTを効果的に活用するための能力を高めてまいります。

町内の小中学校に導入した「統合型校務支援システム」により、文書のデータ化、情報の一元管理、共有等を進めてきました。さらに、学校と保護者との連絡体制の効率化や教育相談的機能の導入により、より一層の事務の効率化や教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいります。

子どもたちがより望ましい教育環境の中で学習に取り組めるよう、今年度も学校施設の整備に努めてまいります。昨年度は、「三芳東中学校校舎東側トイレ改修工事」や「上富小学校外階段及

び屋上改修工事」等を実施しました。今年度は、「藤久保中学校校舎東側トイレ改修工事」を行います。

学校の体育館は体育の授業や部活動、学校開放のほか、地域の指定避難所として災害時の防災拠点にもなっており、暑さ・寒さの対策が喫緊の課題となっています。昨年度実施した空調設備設置工事の設計業務委託を受けて、今年度は、工事を施工します。また、不審者の侵入防止対策の強化のため、国の補助金を活用し、小中学校に防犯カメラを設置してまいります。藤久保小学校については、藤久保地域拠点施設完成まで校庭が利用できないことから、代替地に借地対応により校庭を整備するとともに、大規模行事等の際に運動公園グラウンドを利用できるよう移動経費を予算計上します。

学校給食については、安全安心な提供を図るため、調理場内の衛生管理を徹底し、美味しい給食を目指して地場産野菜を積極的に取り入れ、栄養バランスのとれた魅力ある献立の立案に引き続き努めるとともに、「MIYOSHIオリンピアド給食」として、親交の深いオランダやマレーシアの料理を提供し、国際交流への関心を高めてまいります。これからも成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、学校給食を通じた食に関する積極的な教育を図るため食育等を推進してまいります。

政策4 地域まるごと学びの創出

今年度も、子どもから高齢者まで、一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現等につながる生涯を通じて学習ができる環境づくりを進めてまいります。

生涯学習の振興と社会教育の充実を図るため、社会教育指導員の配置や社会教育委員の活動により、町内の社会教育活動団体、地域活動団体との連携や交流活動を推進します。また、入間地区の市町村で組織する「社会教育協議会」での委員会活動により、研修の機会提供、社会教育の事例等の情報収集をしてまいります。

青少年の健全育成については、各行政連絡区単位で組織する「子ども育成会」や、「青少年相談員」「ジュニアボランティアリーダー」等の協力を得て、子ども・児童生徒の体験活動事業を実施します。今年度は、参加者層が拡大してきた「子どもモルック大会」の内容の充実を図ります。「子どもフェスティバル」についても地域団体、企業等の新規参加を募り、開催内容の充実を図ります。また、

「チャレンジアドベンチャーキャンプ」等により、学校区、行政連絡区、学年を超えた野外体験活動を実施し、青少年健全育成活動の担い手の育成を推進してまいります。「青少年の主張大会」「みよし子ども探検隊」についても、引き続き実施します。

青少年の非行防止活動については、青少年育成推進員、更生保護女性会、PTA、警察、学校等と連携して、町内のパトロール活動を実施します。また、「子ども110番の家」については、昨年度、低学年でも分かりやすいステッカーにリニューアルしました。これを活用し、一般家庭や事業所・店舗等の協力を拡大してまいります。

令和3年度に制定した「三芳町家庭教育宣言～生命(いのち)輝く！元気みよしっ子～」については、今年度も宣言に基づき、学校やPTAと連携し事業を継続します。宣言の趣旨普及に向けて、「家庭教育講演会」を実施するほか、ポスター及びリーフレットの掲示・配布により家庭教育の啓発に努めてまいります。また、小1プロブレムの解消を目的に、次年度就学予定児童の保護者を対象に行う「親の学習講座」や児童生徒の保護者間の交流促進を目的に保護者自身が企画運営して行う「家庭教育学級」も引き続き実施し、子育てネットワークの形成を推進してまいります。

図書館においては、今年度も「第3次三芳町子ども読書推進計画」に基づき、「よみ愛・読書のまち」をさらに推進し、生涯にわたり住民の皆さまが様々な場で読書の喜びを共有できるまちづくりに一層努めてまいります。おかげさまで、住民の皆さま一人当たりの貸出冊数は、22年連続で埼玉県内第1位となりました。今後も、ニーズをとらえた新鮮な資料収集に努め、皆さまの豊かな読書活動や学習活動を多面的に支援してまいります。学校、保育所、太陽の家等の読み聞かせなどの読書活動についても、新型コロナウイルス感染症前の水準まで回復いたしました。昨年度導入したICタグや自動貸出機等により、デジタル化を進め、利便性の向上を図るとともに、藤久保地域拠点施設での新図書館開館に向け、準備を進めてまいります。

公民館活動については、昨年度、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、「町民文化祭」等大規模事業も復活し、「高齢大学」「子ども大学」「マンスリースクウェア」等も、ほぼ以前と同様の内容・規模で実施することができました。また、「IT支援事業」として、「スマートフォンの講座」を開催するなど、社会情勢に対応した事業展開を図りました。住民の皆さまの利用についても、利用数・内容ともに感染症以前に戻ってきました。今年度も、地域の社会教育活動の場として、利用者が安全安心に活動できるよう施設や設備の管理を徹底しつつ、事業内容を精査し、より効果

的・効率的に事業展開をしてまいります。

文化財は国民共有の財産であり、町が歩んできた軌跡を知り将来の進むべき姿を導く資料です。昨年度は、文化財の新指定に向けた調査や古文書の修復作業を実施しました。今年度も引き続き、かけがえのない文化財を将来にわたり保護・保存するため、歴史民俗資料館において文化財の調査・保存・修復・展示公開を行うとともに、文化財解説板の更新や広報等を通じ情報発信を行ってまいります。埋蔵文化財については、昨年度、遺跡の的確な把握と周知に努め、町内の遺跡について調査を実施し、出土資料の展示・調査報告書の刊行など事業者や住民の皆さまの理解を得る活動を実施しました。今年度も、開発に伴う記録保存調査を行うとともに、開発事業と遺跡保護との調整に引き続き取り組みます。

歴史民俗資料館においては、資料館ならではの講座・教室・催物「土曜体験」「民家歳時記」等を実施し、郷土の歴史や文化に触れる機会の提供に努めてまいりました。今年度も引き続き各種講座・教室等を実施すると共に、郷土芸能発表の機会を提供し文化財の教育普及を図ります。また、町内小中学校との連携を進め、収蔵資料等を活用した出前授業や体験授業の実施に取り組みます。

昨年度「旧島田家住宅」においては、世界農業遺産に登録された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の一端を見学できるよう、さつま苗床の生態展示や年中行事の再現など直接触れて感じる活動を通じて、三芳の歴史や文化、季節の営みを紹介するとともに、「三富開拓地割遺跡」の普及啓発とビジターセンターとしての役割を併せ持つ「旧島田家住宅」の年間を通じた公開と「ジュニア三富塾」等の活用事業を実施しました。今年度は、引き続き施設や設備の適切な維持管理に努め、来訪者の利便性の向上を図るため、ボランティアを活用した事業に取り組み、文化財の普及を図ります。

政策5 芸術文化・スポーツのまちづくり

芸術文化を活用した総合的な施策を展開していくことで、誰もが生き生きとした幸せに暮らせる芸術文化の薫る豊かなまちを実現してまいります。

芸術文化は、人々に新たな力や希望を与え、自分らしく、心豊かに充実した生活を送るうえで、重要なものです。昨年度は、「芸術文化のまちづくり条例」に基づき策定した「芸術文化推進基本計画」により、「みよし芸術祭」を開催し、1万人を超える皆さまに芸術文化にふれる機会を提供するこ

とができました。そのほか、コピスみよしでの国内トップレベルの舞台芸術鑑賞、学校体育館を本格的な舞台に仕立てたオーケストラや合唱公演、「ふるさと大使」と連携した商業施設広場での和太鼓演奏、「いも掘りまつり」での津軽三味線演奏等様々な場所で芸術文化を展開してまいりました。また、「竹間沢車人形」を始めとした芸術文化に関わる多くの団体や住民の皆さまを「ふるさと大使」に任命させていただき、活動の中で町のPRと共に町の芸術文化を内外に広めていただくことができました。

今年度は、年間を通じて芸術文化に触れる機会の提供をさらに増やすため、芸術祭を春と秋に拡充します。また、若手の育成やアーティストの掘り起こしのため、住民の皆さまが参加し発表できる場として「公募型ミニコンサート」を創設します。そのほか、舞台芸術以外の芸術文化にも親しんでいただくため、町中に咲いている花などの写真展や美術品などアート分野の鑑賞機会を増やしてまいります。さらに、「ふるさと大使」や町の芸術家、文化団体、芸術文化に造詣の深い民間企業等と連携して、「(仮称)芸術文化を支える友の会」の創設を検討してまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピックでオランダのホストタウンやマレーシアの共生社会ホストタウンとなった三芳町は、これらのレガシーとして、昨年度、マレーシアのフィールドホッケークラブ「ホッカデミー」、飯能市及び三芳町の3者で「ホッケーによる交流に関する協定」を締結しました。今年度は、飯能市で行われるトレーニングキャンプに際し、町の子ども達との交流を行います。

また、東京デフリンピック大会に参加する「マレーシアデフスポーツ協会」のホストタウンとして「トレーニングキャンプに関する覚書」を締結しました。今年度は、当協会を町にお招きし、現地調査を実施いたします。

子どもたちのスポーツ活動の推進については、今年度も、大崎電気工業株式会社と連携し、小学校での「ハンドボール教室」や「みよしジュニアハンドボールチーム」の運営等の支援事業を行ってまいります。また、町内のアスリート育成等のため「スポーツ奨励金制度」による支援を引き続き推進します。高齢者等多様化するスポーツレクリエーション活動の推進として、「スポーツ協会」や「スポーツ推進委員」と協力して、モルック等の誰もができるニュースポーツ活動を推進するとともに、世界農業遺産を巡る散歩道などウォーキングに適した町内のコースを紹介するなど、町の魅力を発見する取組を実施してまいります。

「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、建設から22年を経過した文化会館と18年を経過した総合体育館については、雨漏り対策として防水工事を実施します。また、老朽化した運動公園グ

ラウンドの照明設備制御盤の更新工事を実施します。夜間照明を設置した運動公園テニスコートの施設利用が格段に向上・効率化したことから、竹間沢テニスコートの返還に向けて、地権者との協議を進めてまいります。

Ⅲ 健康で元気な笑顔があふれるまち

政策6 安心して子育てできる環境づくり

国は、昨年度「こども家庭庁」を創設し、こども政策を各府省庁横断的に取り組む体制を整備するとともに、国連総会において採択された「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こども政策を総合的に推進するため、「こども基本法」を施行しました。また、この法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。

こうした国のこども政策の総合的な推進と歩調を合わせ、町の特性に合ったこども政策を包括的かつ効果的に推進するため、「(仮称)こども政策推進本部」を設置します。

この「(仮称)こども政策推進本部」においては、今年度、「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定、「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」への取組、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定等を中心にこども施策全般を計画的に実行してまいります。

こどもは未来を創る社会の宝であり、安心して子を産み育てることのできる社会の実現は、地域社会で取り組まなければならない重要課題です。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実させてまいります。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」が今年度をもって終了となります。昨年度は、保護者のニーズを把握し、次の計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。今年度は、この調査結果を受け、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保策等を盛り込んだ「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

今年度から「こども家庭センター」が稼働します。町の行政組織を改編して母子保健担当と児童福祉担当を一課で所掌するとともに、両担当を統括する「統括支援員」を配置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施してまいります。

出産前後は心身の不調や子育てに対する不安等を抱える母子へのサポートが特に重要となります。安心して子育てができるように、昨年度開始した「産後ドゥーラ」等による育児支援・家事援助サービス事業に加え、産後ケア事業においては、自己負担額の減免、三芳町での里帰り出産や他市

町村での里帰り出産へもサービスの拡充を図ります。

また、養育支援が必要と判断した家庭に対しては、訪問による支援を実施し、適切な養育が可能になるよう、寄り添った支援を行ってまいります。

こども医療費については、今年度から、高校生世代までに支給対象を拡大し、保護者の経済的負担を軽減してまいります。児童手当については、今年度の12月の支給から所得制限を撤廃し、対象を満18歳まで広げ、増額するとともに、増額対象の拡大も実施します。

町内には、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所や子育て支援センター等の教育・保育施設があり、それぞれの目的に沿って事業を運営しています。

第三保育所は、入所児童の保育だけでなく、子育てに不安がある保護者への相談窓口として、その機能を充実させてまいります。

みどり学園は、令和3年度から「障害児通所支援」のほか、通所児童以外の「外来相談支援事業」を実施しています。本事業では、昨年度、言語聴覚士による発育発達の支援事業を実施しましたが、今年度は、これに加え作業療法士による支援事業を実施し、療育体制の充実に努めてまいります。

学童保育室は、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に事業を行っていますが、今年度は、藤久保第1学童保育室を、藤久保地域拠点施設の供用開始までの間、藤久保小学校内に移転します。

児童館は、さらに地域の子どもたちの居場所、子育て世代の親同士の交流が積極的に行われる場となるよう、その役割を果たしてまいります。

政策7 健康長寿社会の実現

生涯にわたり健やかで、充実して暮らすことができるよう、検診体制の整備や健康相談、疾病の予防、健康寿命の延伸等の施策に取り組み、健康づくりを推進してまいります。

15歳から30歳代を「AYA(アヤ)世代」といい、この世代は40歳以上の方が介護保険制度の特定疾病である「がん」で受けられるような在宅療養支援サービスがない状況にあります。AYA世代ががん罹患した場合、介護者にかかる経済的・身体的な負担が大きいことから、介護保険に相当する必要なサービスを利用できる環境を整備します。

予防接種は、その病気にかからないことやかかっても重症化しないためにも重要です。現在実施しています「4種混合ワクチン(百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ)」と「ヒブワクチン」いずれの成分も含む「5種混合ワクチン接種」を開始します。特例臨時接種として実施してきた「新型コロナワクチン接種」については、今年度から「予防接種法」において季節性インフルエンザと同等の扱いとなりますが、引き続き「三芳医会」「東入間医師会」と連携し、接種体制を構築してまいります。

「骨髄移植ドナー助成制度」につきましては、骨髄・末梢血幹細胞の提供にかかる確認検査から退院後の健康診断までを網羅できるように、助成日数を拡充いたします。

「気候変動適応法」の改正に伴い、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」に指定し、熱中症予防対策を推進します。

国民健康保険については、令和9年度の県内保険税水準の準統一に向けて、その準備を引き続き着実に進めていく必要があります。また、昨年度策定した「第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、被保険者の保健事業や医療費適正化の取組を計画的に推進します。

後期高齢者医療制度は、法の改正に伴い、今年度の保険料から算定方法の見直し等が予定されていることから、適切な周知とその運用に努めてまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施によるフレイル対策に引き続き取り組みます。

人生100年時代と言われている今、高齢者が地域でいきいきと活動するためには、フレイル予防対策が重要です。これまでも様々な「フレイル予防事業」を実施してきましたが、今年度は、東京大学の高齢社会総合研究機構の協力を得ながら、予防法の一つである「社会とのつながり・地域での活動」を推進するため、「フレイルサポーター養成」や「フレイルチェック測定会」の開催により、地域におけるフレイル予防を進めてまいります。

介護保険については、「第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」に基づき、基本理念である「高齢者が生きがいをもって、楽しく暮らせるまち」の実現を継続し、4つの基本目標「いきいきと活動する地域づくり」「暮らしやすい環境づくり」「住み慣れた地域でその人らしく暮らせるまちづくり」「介護保険制度の安定的な運営」を施策の柱とし総合的に進めてまいります。

昨年度、介護や障害福祉サービスを利用されている人が入院又は退院するにあたり、医療と介護の専門職間で情報が引き継がれる「入退院ルール」を構築し、「東入間医師会」管内で稼働させ

ました。今年度は、富士見市、ふじみ野市及び「東入間医師会」と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境づくりや、いつまでもいきいきと活躍できるよう「地域資源情報提供システム」を導入し地域包括ケアシステムの推進を図ります。

これまで、「認知症サポートセンター」や「チームオレンジ」メンバーのワーキンググループにより、「(仮称)認知症施策推進計画」の策定に向けた話し合いを重ねてきました。今年度は、認知症の人や家族、介護者の意見を取り入れながら計画策定に向けた取組を進めます。また「認知症カフェ」や「認知症サポーター養成講座」の実施を強化します。

政策8 人にやさしい福祉のまちづくり

これまで「高齢者にやさしいまちづくり懇談会」を設置し、様々なテーマを設定する中で、高齢者の皆さまのニーズや町の課題等の意見を伺ってまいりました。人と人が繋がることで、地域で支えあい、孤独を感じず、一人ひとりが自分らしく生き生きと生活できるまちづくりを目指してまいります。

「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズとした「あいサポート運動」を展開し、「生活のしづらさ」を抱える人に対して、それぞれの人ができることや必要な配慮(合理的配慮)について意識の醸成を図ってまいりました。「Well-being のまちづくり」の実現には、大切な礎です。鳥取県と連携し、「あいサポート運動の推進に関する連携協定」を締結してから今年度で10周年を迎えます。10周年を迎えるにあたり、「連携協定締結10周年記念事業」を行います。この記念事業では、マレーシアのろう者のパティックアーティストを招聘し、自身の作品や経験を基に、講演会や小中学校への訪問、住民の皆さまとの交流を行います。これにより、東京デフリンピック大会の機運の醸成を図ってまいります。

「ささえあい・みよし(生活支援体制整備推進協議体)」では、身近な地域での支え合い活動の仕組みづくりを進めてきました。引き続き、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者の多様なニーズに対して効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指します。

高齢や障がい等により、ごみ出しが困難な世帯で、かつ身近にごみ出しの協力が得られない状況にある人に対し、「ふれあい収集事業」を新たに開始します。収集業者が玄関前等の所定の場所まで、個別に収集に参ります。

また、要介護認定3・4・5と認定された人で、在宅で常時オムツが必要な寝たきりの人に対し、紙おむつを支給していますが、この対象者を、在宅だけではなく、グループホーム(認知症対応型共同生活介護)入所者まで拡大いたします。

成年後見制度については、昨年度、成年後見人等への報酬を支払うことが困難な人に対し、市町村長申立以外の事案についても、報酬を助成できるようにいたしました。

これからも「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の普及・啓発を図りつつ、権利擁護支援を必要とする人への適切な支援に繋げてまいります。また、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関と地域で支える地域連携ネットワークの中心となる中核機関の設置に向け、引き続き検討をしております。

IV 安心して便利に暮らせるまち

政策9 持続可能で快適に暮らせるまちづくり

コンパクトで安らぎのある都市づくりを推進するとともに、誰もが安全安心に利用できる道路環境の整備と交通環境の充実を目指してまいります。

昨年度まで約2か年をかけて策定しました「立地適正化計画」に基づき、生活サービス機能やコミュニティが持続的に確保されるよう良好な居住環境を創出するため、藤久保地域拠点施設等を中心に都市機能の集約及び維持を図ります。これにより、まちの魅力を向上させ、子育て世代の定住を促進するとともに、高齢者が安心して住み続けられるまちを目指します。

藤久保地域拠点施設の整備については、昨年度、民間事業者と契約を締結し、「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」を目指し、基本設計を行いました。今年度は、実施設計を進めるとともに、いよいよ新施設の建設の工事に着手し、「未来に向けて長く町民に愛され、賑わい、交流が生まれる町のランドマーク」となる施設を整備してまいります。また、これと併せて、施設を効率的かつ円滑に運営していくため、町の組織体制や職員配置についても協議してまいります。

三芳町の「スーパーシティ構想」については、昨年度、埼玉県の助成を活用し、地域資源と町のそれぞれの拠点を繋ぐ交通網を形成すべく、「地域公共交通計画」策定のための住民アンケートや事業者調査を実施しました。今年度は、次世代技術の活用や官民連携によるスマートなまちづくりを

目指し、「スーパーシティ構想」の具体的な計画内容を検討してまいります。

これまで、交流や活動の拠点を結ぶ都市交通の軸となる都市計画道路は、安全安心な住民生活と機能的な都市活動が確保できるよう、藤久保地域拠点と直結する竹間沢・大井・勝瀬通り線の用地取得を進めてまいりました。昨年度までに、県道三芳・富士見線から唐沢小学校までの区間については、約9割の用地を取得いたしました。今年度も、鋭意、用地取得を推進してまいります。また、竹間沢地域での浦和所沢線からみずほ台駅西通り線までの竹間沢・大井・勝瀬通り線の用地取得についても検討を開始いたします。

都市公園の維持管理については、公園や子供広場を安全安心に利用していただくため、遊具の安全点検と修繕、清掃、樹木剪定、花壇の手入れ等、施設の維持管理に努めています。今年度は、一部公園に新たな遊具や防犯カメラの設置を行い、住民の皆さまに安全安心な憩いの場を提供してまいります。

令和の森公園についても、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、防犯カメラの設置を行い、安全安心な憩いの場を提供してまいります。また、「せせらぎ水辺広場」等を充実させるべく、植栽等の環境整備を行います。ガーデンツーリズムを通じて、よりたくさんの人々が立ち寄り、自然と触れ合いながら交流を深めることができる賑わいを創出する場を提供してまいります。

また、昨年度は、来園する人の駐車スペース不足を解消するため、庁舎南側のインターロッキング部分に駐車場を整備しました。今年度は、視覚障がい者用点字ブロックを敷設するとともに、庁舎入口にスロープを設置し、バリアフリー化を図ります。さらに、庁舎駐車場の一部にスケートボードスペースを整備し、令和の森公園と一体的に一日家族で憩える場を提供してまいります。

今年度も、道路境界の確認・復元測量等を実施し、道路台帳の適切な更新に努めます。世界測地系での公共基準点整備を進めるため、3級基準点測量を開始いたします。また、三芳スマートIC開通後の通行車両の流動を確認するため、町内全域において、幹線道路の交通量調査を実施し、今後の道路管理上想定される課題を適切に把握してまいります。

道路の改良工事については、用地取得が完了した町道幹線7号線の江川から町道幹線20号線交差点までの「都市計画道路築造工事」「町道幹線21号線の雨水排水工事」等を実施いたします。また、町道幹線7号線については、町道幹線20号線交差点から唐沢小学校までの区間において、都市計画道路用地の取得が進んでいるため、築造工事へ向けた詳細設計を実施します。

道路の維持補修については、町道幹線4号線ほか11路線の13区間において、舗装を中心とした

修繕工事を実施します。また、町道上富50号線においては道路地盤の沈下原因を調べるため、地盤調査を実施します。

橋梁の長寿命化については、これまでの定期点検の結果を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」の更新を実施します。また、関越自動車道へ架かる東草橋ほか3橋について、東日本高速道路株式会社との協定に基づき、補修工事を実施してまいります。

道路の環境美化については、町道幹線7号線ほか2路線の街路樹の剪定を実施するほか、関越自動車道の東草橋法面に自生した樹木の伐採と除草を実施し、通行車の視認性の向上に努めます。

河川の管理については、引き続き、上富水路及び江川水路の浚渫を実施します。また、北永井水路の最下流部において、大雨時に隣接敷地へ越水が発生していることから、周辺への被害を防ぐため改良工事を実施いたします。

「地域公共交通協議会」において策定を進めている「地域公共交通計画」は、昨年度、住民の皆さまへのアンケート、町内事業者や関係者団体へのヒアリングを実施いたしました。今年度は、これまでの知見、最新のアンケートやヒアリング結果等を踏まえ、三芳町にあった実効性のある計画を策定します。また、これと併せて、ライフバスの路線再編についても、引き続き検証してまいります。ライフバスには、バリアフリー化を推進することにより、路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上を図るため、埼玉県と協調し、富士見市とともに補助金を交付します。平成30年度から実施している「公共交通補助事業・高齢者免許自主返納支援制度」についても継続して実施してまいります。

政策10 安全で安心して暮らせるまちづくり

今年度も道路等交通安全施設の整備を住民の皆さまからの要望等も踏まえ、推進してまいります。道路反射鏡や交通啓発用の立看板等の設置を行い、交通安全の更なる対策を実施します。通学路については、昨年度、「第5期通学路整備計画」の対策箇所が概ね完了いたしました。今年度は、議会の厚生文教常任委員会から要望を受けた通学路の安全対策に注力し、早期の完了を目指してまいります。また、安全な自転車走行を可能とする自転車通行空間の確保に向けて、町道幹線7号線の県道三芳・富士見線交差点からみらい通り交差点間において道路標示設置工事を実施いたします。

防犯灯につきましても、夜間通行時に防犯上危険と思われる箇所に新設してまいります。また、

不点灯器具の早期発見、早期修繕により適切な維持管理に努めます。

令和2年度より実施している「自転車用ヘルメット購入補助事業」については、道路交通法の改正により、ヘルメットの着用努力義務が課せられ、需要が増加したため、補助対象者を拡充いたします。

平成30年度に改訂した「地域防災計画」については、改定後に更新された国の「防災基本計画」、「埼玉県地域防災計画」その他関係法令等と整合性を図るとともに、改定後に発生した新型コロナウイルス感染症、「東日本台風(台風19号)」「能登半島地震」等の災害の教訓、避難行動のあり方等も踏まえ、改訂いたします。また、同時期に改訂した「業務継続計画」についても、非常事態発生時においても効率的に業務を遂行するため、「地域防災計画」と整合性を図り併せて改訂いたします。

町は、これまで、様々な事業所や自治体と、災害に関する協定を結んできました。物資・設備の供給に関する協定、避難所に関する協定、医療・救助に関する協定、災害者支援に関する協定、情報通信に関する協定、輸送に関する協定、住宅・土木・廃棄物・エネルギーに関する協定、自治体相互応援に関する協定等50以上の団体との協定締結を行ってきました。昨年度には、さらに、3つの防災関連の連携を含む協定を締結いたしました。これらの団体と、いざという時、お互いの支援・受援が実効性のあるものとなるよう、平常時から「顔の見える交流」「普段着の交流」を行ってまいります。

地域防災については、住民の皆さまに向けた「防災講座」を防災リーダーと一般対象に分けて、令和4年度から実施しています。今年度は、行政連絡区や自主防災会、また、防災士の皆さんの意見を聴きながら、その課題点に特化した形で実施するものとし、自助・共助の意識が更に向上するよう啓発を進めてまいります。

また、今年度も、住宅火災を早期に発見するため、平成18年5月までに建築された住宅へ設置する火災報知器購入に対して、引き続き、補助を実施いたします。

地震による建築物の倒壊や損傷を最低限に抑えるため、「建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率を95%にすべく、「耐震化助成制度」を広報やホームページで積極的に周知しております。また、町内の通学路・緊急避難路等に面した倒壊するおそれのあるブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行する人々の安全を確保するため、撤去工事等に対し、費用の一部を助成しています。今年度も継続して周知を行うとともに、手続の簡素化を図り、住民の皆さまが利用しやすい助成制度にしてまいります。

消費者トラブルへの対応については、専任相談員による相談を行うとともに、地域や学校と連携して、高齢者や民生委員、小中学生等への消費者教育を引き続き実施してまいります。また、県消費生活課及び「NPO法人埼玉消費者被害をなくす会」と連携し、地域社会で活動できるサポーターの養成講座を開催してまいります。引き続き、消費者に必要な知識や情報を提供し、賢い消費者の育成に努めます。

内職に関する相談、斡旋については、昨年度、内職をもっと身近に感じてもらうと商品見本や仕事内容の解説などの展示会を開催するとともに、広報や町ホームページ等でその周知を図りました。働く意思と能力を持ちながら家庭外で働くことが困難で、雇用の機会を得ることができない人に対して、今年度も引き続き、可能な雇用の提供を実施してまいります。

政策11 人と行政が情報でつながる便利なまち

引き続き、行政手続や窓口業務でのオンライン化など、多様なニーズに合わせた住民サービスの提供や行政事務の効率化に向けて、様々なデジタルツールを活用した全庁的なDXを推進します。

昨年度は、マイナンバーカードに関する問題が大きく報道され、住民の皆さまにはご心配をおかけすることになりましたが、国の情報総点検など確認作業が終了しました。マイナンバーカードの利活用として、昨年度、「書かない窓口」を導入し、住民異動手続や証明書交付における住民窓口負担の低減を目指しました。今年度は、すべての住民異動手続に対象を拡大し、便利で分かりやすい窓口サービスに一層取り組んでまいります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止が予定されています。マイナンバーカードをまだ所有していない人に引き続き普及促進のための出張サポート事業等を進めてまいります。また、旅券(パスポート)の電子申請が一部始まりましたが、今年度においては、新規申請等にも拡大する準備を進めます。県に支払う発給手数料はキャッシュレスが原則となったことから、よりデジタル化を推進し、便利に手続できるよう住民サービスの向上に努めてまいります。

行政手続のオンライン化については、昨年度、対象手続を54件増やし、申請件数は前年度比で延べ約2,100件の増加となり、多くの住民の皆さまにご利用いただいております。今後も手続数を増やし、住民の皆さまの来庁負担の低減を目指します。

フリーWi-Fiを公民館内に導入し、住民サービス向上を図ります。これにより、子どもたちの学習

環境の向上、地元企業の会議・研修等公民館利用者の拡大、高齢者向けスマホ教室等の実施によるデジタルデバインド対策等を図ってまいります。

平成30年度からスタートした、スマートフォン決済アプリを利用し、町税等を納付できるサービスについては、広くご利用いただいておりますが、当初1事業所であったものが、7事業所に拡充されました。引き続き、電子決済サービスを利用した収納方法について拡充してまいります。

令和元年度からスタートしていた地方税の「電子納税」については、これまで、従来の法人町民税、住民税の特別徴収分に加え、固定資産税・都市計画税、住民税の普通徴収、軽自動車税種別割、国民健康保険税も対象となりました。また、昨年度には、たばこ税の「電子納税」も開始されました。

さらに、今年度から給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)について、特別徴収義務者から申出があった場合には、eLTAX を経由して電子的に送付することができるようになりました。引き続き、更なる利便性の向上と税務のデジタル化を促進してまいります。

広報につきましては、多くの世代に分かりやすく、読みやすい広報誌づくりを心掛け、紙面のデザインや内容を工夫し、より充実した紙面づくりを行うとともに様々な情報を発信してまいります。また、町ホームページや各種SNSを活用し、最新の情報を提供してまいります。

また、「町長の事業所訪問」や「町長への手紙」をさらに充実させ、様々な意見や提案を広く聴き、町政に活かしてまいります。

政策12 地域の魅力が輝くまち

これまで、「広報みよし」や動画を活用し、町内外に町の魅力を伝え愛着意識の向上、定住・交流・関係人口の増加を目指してまいりました。また、官民連携によるシティプロモーション特設サイト「わが街ポータルサイト」を行政、個人、企業、団体の情報が一堂に集まる「プラットフォーム」として、町内外問わず多くの人に情報発信をし、地域の活性化に繋げてきました。さらに、これまで、町の魅力の発信とイメージアップのため、町にゆかりのある各分野で活躍する個人、団体を「ふるさと大使」に任命してまいりました。昨年度は、新たに7団体を任命し、大使は、総勢17組となりました。

今年度は、「わが街ポータルサイト」をブラッシュアップし、新コンテンツの実施や行政連絡区における「回覧板機能」等に活用し、さらに魅力あるポータルサイトにしてまいります。さらに、「ふるさと大使」との連携を強化し、町の事業、イベント等様々な場面で活躍していただきます。

昨年度、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と連携し、デジタル技術を使って、少子高齢化や人口減少等の地域課題の克服を行い、地域の個性を発揮するため「デジタル田園都市国家構想総合戦略の実現に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。デジタル技術やデータを活用し、課題の克服に向け取り組んでまいります。基本目標のひとつ「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える」の具体的な事業として、今年度は、「SAITAMA 出会いサポートセンター」へ参加し、結婚支援を行ってまいります。

政策13 安定的で持続可能な行財政運営

社会情勢の変化により、価値観は多様化、高度化し、行政需要はますます増大傾向にあります。このようななか、職員数は微増傾向にあることから、柔軟かつ弾力的な組織体制を構築し、業務量に見合った定員管理を推進していく必要があります。現行業務の質や量を改めて精査し、役職や常勤・非常勤等勤務形態に見合った職務分担を構築し、採用の見直しを図ることで、財政負担の適正化を図ってまいります。

今後も、「障害者活躍推進計画」に基づき、障がい者雇用を推進し、「誰もが活躍できる幸せなまちづくり」を目指します。障がい者が働ける環境を整理し、雇用の拡大や定着を図ってまいります。任用にあたっては、障がい者の特性に配慮し、適性に応じて活躍できる環境を整えてまいります。また、仕事への定着を図るため、人事担当者から「障害者職業生活相談員」を選任し、相談の強化も図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症を契機として、社会全体で急速なデジタル化が進展しており、地方公共団体においても多様化・高度化する行政需要に機動的に対応するとともに、デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を住民サービスのさらなる向上に繋げていくためDXの推進が求められています。町においても、これまで令和3年度に導入した「ペーパーレスシステム」等により庁内資源やコストの削減等、RPA等の技術を活用した行政事務の効率化を進めてきました。

今年度は、現在、紙で運用している決裁文書のデジタル化により、文書事務の効率化、キャビネット等の文書保管スペースの削減、テレワークを推進するため「文書管理システム」を導入するとともに、庁内における出退勤、時間外申請、休暇申請等のサービス手続きのデジタル化により、サービス事務の効率化、勤怠状況の見える化、勤務時間の適正化等を推進するため「勤怠管理システム」を導入することで、さらなる全庁的なペーパーレス化を実現してまいります。

また、デジタルツールの活用による業務改善や行政事務の効率化を推進するため、全職員間のコミュニケーションツールとして「チャットツール」を導入します。職員間の連絡手段を電話からチャットへ切り替え、業務用パソコンやスマートフォンを利用し、庁内外からの情報共有やスケジュール調整により、業務の効率化を図ります。さらに、生成AIの要約機能搭載の「AI議事録音声テキスト化ツール」を導入し、会議等の議事録や要約文書を作成することで、作業時間を削減し、迅速な情報提供が可能となるよう業務の効率化を図ります。

地方公共団体のDXの取組が喫緊の課題となっている中、デジタル人材の育成が急務となっています。DXの推進には、所管する職員だけではなく、それぞれの分野の実務を理解している職員が主体的に動ける体制を整備する必要があることから、「デジタル人材育成研修」を実施します。

デジタル環境の整備として、議会議場の無線 LAN 機器を更改し、現状のネットワーク回線を最大限に利用できるようケーブルを増強します。これにより、議会運営における円滑な議事進行が可能となるよう努めてまいります。

ふるさと納税については、昨年度、対象経費の拡大、地場産品基準の厳格化等の制度変更があり、令和4年度に4億円を超えた寄附額が、約2億円に減少してしまいました。今年度においても、大変厳しい状況にあると考えます。新基準にあった返礼品の創出や拡大に努め、新たな歳入の創出を図ってまいります。

政策14 暮らしを支える上下水道

雨水対策事業につきましては、調整池等整備や雨水排水施設の適正な維持管理に努めます。

公共下水道については、令和2年度に策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の点検・調査による計画的な施設管理の最適化を進めてまいります。

今年度は、「社会資本整備総合交付金」を活用し、第一中継ポンプ場動力盤の更新を実施します。

また、昨年度より実施している「公共下水道全体計画及び事業計画」の見直しについては、「公共下水道事業全体計画」の計画区域の変更につき、事業計画処理区域の見直しを行います。

水道事業については、人口減少社会の到来、老朽化する施設の更新需要への対応、自然災害等による大規模断水などへの備えなど、水道事業をとりまく状況の変化に対応するため、「水道ビジョン」の改定を行います。また、安全安心で安定的な供給を維持するため、昨年度に引続き計画的に工事を実施します。主に取水井導水管や既設配水管の布設替、浄水場の受変電設備の更新等

を実施します。平成27年度から竹間沢東地区で継続している耐震化のための配水管布設替工事については、本年度の工事が完了しますと進捗率は約77%となり、令和8年度までに完了する見込みです。

V 豊かで持続可能な産業があるまち

政策15 活力あふれる商工業

平成30年度に策定した「(仮称)三芳バザール賑わい公園基本構想」については、昨年度、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されるとともに、三芳スマートICのフル化供用と、本構想の早期実現に向けた機運が高まっていたことから、政策研究所において調査・研究を行ったところです。

今年度は、政策研究所の提言に基づき、「(仮称)地域活性化発信交流拠点」として、本構想の早期実現に向け、基本計画の策定に着手いたします。基本計画策定にあたっては、利用ニーズ調査や導入機能・施設規模の想定、また、「民間活力導入可能性調査」を含む官民連携における事業手法の検討など、広範囲にわたる調査を実施し、計画の熟度を高めてまいります。

三芳スマートIC利便性向上による企業の誘致・留置活動については、進出希望企業への相談対応、町内物流企業等への訪問、アンケート調査等を実施しました。三芳スマートICフル化供用後の動向を注視しつつ、引き続き、進出希望企業への相談対応やフォローアップを実施してまいります。

現在、将来的な産業基盤の整備に向けて、2つのエリアについて、関係機関等との協議を進めております。三芳スマートIC周辺の「みどり共生産業ゾーン」に位置する「北永井坂下地区」については、地区計画による開発の運用についての協議を行っております。また、工業系エリアとして新規優良企業の誘致を目指す「竹間沢通西地区」については、土地地区画整理組合設立準備会の活動により、業務代行予定者を選定する業務を行っております。今後も土地利用構想の早期実現に向けて、積極的に協議を進めてまいります。

町内中小企業の設備投資を支援するため、昨年度、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」を2年間延長しました。今後も、この計画に沿って生産性向上に向けて設備投資をする中小企業者に対して、固定資産税等の特例措置等により、支援をしてまいります。また、今年度、業況の悪化している業種に属する中小企業者や新型コロナウイルス感染症等の発生に起因して売上

高等が減少している中小企業者に対して、「セーフティネット保証制度」の認証を実施しました。

起業に関しては、商工会や創業ベンチャービジネスセンターと協力して創業支援を実施しました。また、就労者支援として、関係機関や企業と連携して就職説明会の実施や求人情報等の提供、各種セミナーを実施しました。今後も引き続き、起業や就業に対して支援をしてまいります。

また、これまで、商店会の街路灯に対して、電気料の補助を実施してまいりましたが、今年度は、これを見直すとともに、街路灯のLED化に対して補助を実施いたします。

政策16 地域の特色を活かした農業の活性化

昨年度、江戸時代から続く伝統農法である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が国連のFAOより世界農業遺産に認定されました。江戸時代の開拓からの先人たちの営みが360年以上継承され、現代でもなお独自の農村景観や生物の多様性が維持されています。首都30km圏内という大都市近郊でありながら、このような伝統的な農法が維持されていることが、対外的に評価されるとともに、世界農業遺産認定におけるFAOの現地調査委員からも、この地域には多くの伝統農法の後継者もおり「生命力がある農業システム」との高い評価を得ました。

昨年度も、この農法を将来の世代や多くの世代に継承・啓発していくため、「農業遺産農業塾」を実施しました。また、実践農業者や関係団体、企業等の協力のもと「体験落ち葉掃き」を実施し、当日は、300名にもなる参加者により、実践農業者との交流や当地域に伝わる農業の知恵や自然・文化に触れていただきました。今後も引き続き、埼玉県、JA並びに川越市、所沢市及びふじみ野市で構成する協議会も含め、この農法の維持・保全及び農法の情報発信に努めてまいります。また、「東アジア農業遺産学会」への参加等各地で行われる会議・学会等への参加を通して、農業遺産認定地域間の交流を図り、内外の動向を把握するとともに、農法の情報発信を行ってまいります。

高齢化や人口減少による農業者の減少により、遊休農地化が進んでいます。これに対応するため、農地の集約化等に向けた取組を実施してまいります。将来の農地利用の姿を明確化するため、農業者との協議により、「地域計画」を策定し、農業委員・推進委員とも連携しながら農地の集約・集積化を図り、将来の町農業の維持・発展を推進してまいります。

農業者の経営安定を図り、もって効率的・安定的に農産物を生産することを目的に、機械・施設等の整備費等の一部を助成する「農業改善補助」を始め、「4Hクラブ」「農業経営研究会」「三芳町川越いも振興会」「茶業研究会」「農家組合」等の団体や農業後継者への補助金等につきましては、

今年度においても、例年同様の補助を実施してまいります。

「産業祭」については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止されていましたが、昨年度4年ぶりに開催され、「農産物品評会」が開催されました。農業者の皆さまが丹精込めて作り上げた「みよし野菜」が会場に並び、訪れた大勢の人に提供することができました。今年度も、都市近郊農業の魅力を訪れた人にしっかり伝えてまいります。

政策17 訪れる人が笑顔になる観光振興の推進

庭園や公園等が連携し、地域の魅力向上を図る「庭園間交流連携促進計画登録制度の探訪部門」に、三芳独自のマイクロツーリズムとして里山の風景を観光資源とする「みよし野ガーデン里山探訪」が登録されました。

昨年度は、四季を通して武蔵野台地の庭園文化を巡るツアーとして、世界農業遺産と連携した「みよし野ガーデン里山探訪バスツアー」を3回開催し、春は茶園での茶摘みや庭園での花の鑑賞、夏は夏野菜の収穫体験や里山の散策、秋はサツマイモの収穫体験・平地林散策やみよし産そば・みよし野菜の堪能と、三芳町の里山・農・花を体験していただきました。

今年度は、世界農業遺産認定を契機に、これらの事業の更なるブラッシュアップを図ります。旅行会社と連携した新たなツアーの構築やPR事業を展開しながら、オープンガーデン・オープンファーム・オープンフォレストの協力者の拡大と各コンテンツの効果的な周知と認知度向上を図ります。これらの事業を展開し、関係農業者や団体との意見交換の場を設け、連携を深めながら、新たな観光組織等の構築に向けて検討してまいります。

また、世界農業遺産認定を契機に、町の水源を調査したところ、町の地下水は、武蔵野台地の地下200メートルから300メートルの深層地下水で、水質は、硬度中程度とクセが無く、適度にミネラルの含まれたまろやかな水であることがわかりました。そこで、世界農業遺産認定を記念して、「オリジナルペットボトルウォーター」を作成し、町のイベントや会議で配布するとともに、町内事業者の皆さまに購入・活用をお願いしてまいります。これにより、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を内外にPRし、「世界農業遺産のまち」として、さらなる認知度向上を目指してまいります。

VI 緑と文化の中でこころ豊かに暮らせるまち

政策18 次世代につなぐ歴史・芸術文化のまちづくり

郷土芸能の継承については、昨年度、子どもを対象とした体験教室の実施や、歴史民俗資料館において「郷土芸能のつどい」を実施しました。今年度も引き続き体験教室や「郷土芸能のつどい」を開催するとともに、後継者育成支援や保持団体の活動支援を推進します。

埼玉県指定有形民俗文化財に指定されている人形芝居である「竹間沢車人形」は、復活公演から50年が経過いたしました。昨年度、現在継承されている八王子市、奥多摩町及び三芳町の3座による競演が初めて実現しました。また、「公演復活50周年記念公演」では、多くの観客の皆様を魅了しました。この人形芝居の次世代の担い手や支援者の獲得につなげるため、「ふるさと大使」に任命するとともに、記録映像動画の作成やLINEスタンプの作成を行いました。今年度も、次の時代に継承し、担い手を増やしていくため、気軽に人形操作が体験できるよう、車人形体験用具(首(かしら))の作成、体験会やワークショップ、小中学校での授業などを実施してまいります。

政策19 暮らしやすく持続可能な環境基盤づくり

今年度も、ごみの減量や不法投棄対策を推進し、環境負荷の軽減を図ってまいります。

地域環境の美化については、「環境美化地域清掃活動」や「まちかど花いっぱい運動」等の取組へ地域の多くの皆さまが参加され、地域に根差した活動が行われています。引き続き、これら地域環境美化活動への支援を継続していきます。今年度からは、「環境美化推進委員会」の委員に「三芳町をきれいにする条例」に規定する環境美化重点区域以外の行政連絡区にもご参加いただくよう拡充し、町全体の取組としてさらなる地域美化推進を図ってまいります。

不法投棄対策につきましては、予防防止策としての不法投棄禁止看板の提供と不法投棄がされた際の「不法投棄物撤去費用補助制度」を継続するとともに、不法投棄パトロールの強化などの取組を行ってまいります。

ごみの減量化の推進のため、広報やホームページなどによる周知のほか、小学生に対する環境学習や職員による「出前講座」を実施するなど、意識啓発の取組を継続してまいります。特に、食品ロス削減への取組として、周知・啓発と併せ、フードドライブ活動を継続するとともに、様々な主体によるフードドライブ活動が円滑に行われるよう支援を行います。また、物をできる限りごみとしないことが必要であることから、フリーマーケットの開催や不用品の引き取り先となる場所の情報提供等、リユースの取組を強化してまいります。さらに、限りある資源をごみとして排出せず効率的かつ効果的にリサイクルするため、ごみの適正な分別について、「ごみ分別マニュアル」やアプリを活用し周知を図ります。併せて、資源リサイクルに取り組む企業との連携により、身近なところからできるリサイクルについての啓発活動を継続いたします。

政策20 未来につなぐ自然環境の維持

昨年度策定した「環境基本計画」とそれに包含される「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき施策を進めるとともに、「環境基本条例」の策定に取り組んでまいります。また、「みよしフォレストシティ構想構想」については、「地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)「緑の基本計画」「令和の森公園構想」等と連携を図りながら、構想のロードマップに基づき、「みよしフォレストシティ構想構想推進会議」にて学識経験者による進捗管理を経ながら、着実に進めてまいります。

地球温暖化対策の推進については、町が一体となって脱炭素社会実現に向かうための体制・仕組みづくりとして、ステークホルダーの意見を広く聴くための市民会議等の新たな枠組みの導入を図り、住民参加による取組を進めるとともに、専門的な知見を得ながら、より実行性のある施策を検討・実施していきます。また、再生可能エネルギーの普及促進のための住宅用太陽光発電システム等購入補助や温室効果ガス排出抑制のための次世代自動車購入補助を継続していきます。

昨年度は、「みよしフォレストシティ構想」のもと、公共施設のLED化を実施することで、消費電力を削減し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。また、低公害対策として、町内5か所に、EV充電器の設置を行うとともに、庁用車に電気自動車2台を導入しました。今年度は、さらに電気自動車を追加導入し、公用車のEV化を進めます。これらハード事業だけでなく、町内企業等と連携し、各小学校で環境エネルギー教育を行うなどのソフト事業も展開しました。今後も、引き続き、ゼロカーボンの実現に取り組んでまいります。

SDGsの推進については、昨年度、企業や一般向けに講演会を実施するとともに、産業祭へのブース出店や公民館と連携しての啓発、SDGsアワードの選定などを実施しました。これらの取組により、SDGs宣言を行った町内企業や団体は、51団体となりました。今年度も、宣言団体を増やしなから、企業や団体と連携し、SDGsを推進してまいります。

みどりの保護、育成、活用等については、「みよしフォレストシティ構想」を踏まえた検討結果を活かし、民有林の伐採、譲渡、開発行為等にかかる緑化基準等について規定する条例の制定に向け準備を進めてまいります。

令和4年度から実施している「苗木の配布事業」については、住民の皆さまに好評なため、引き続き実施し、足元からの緑化対策を進めてまいります。

町内の平地林については農用林・薪炭林として人の手によって創られ、管理されながら更新されてきました。しかしながら、社会情勢の変化等により特に薪炭林としての役割が失われ、伐採が行われない状況が続き、樹木の高木化・高齢化が進んでいます。これらの状況を踏まえ、今年度は、トラスト14号地隣接の町有林のうち約1,000㎡に対して、萌芽更新による「平地林再生事業」を実施します。伐採後の状況や管理状況等を広く公開し、環境教育などへの活用を行ってまいります。また、カシノナガキクイムシが原因となるナラ枯れ被害が拡大していることから、樹木の伐採処分費用に対する補助を継続してまいります。

むすびに

令和6年3月10日、関越自動車道三芳スマートICフルインター化事業が完成し供用開始となります。

三芳スマートICは、平成17年4月より社会実験として、小型車限定、新潟方面のみ利用可能なハーフ型でスタートし、平成18年10月にこれを継続する形で本格運用に移行しました。

その後、住民や企業、団体の皆さまから利便性の向上や地域経済の活性化、さらには災害時の役割などフルインター化を求める声が高まり、平成26年5月、26,335名の署名を携えて国土交通大臣に要望書を提出しました。そして、平成27年7月に国土交通大臣より連結許可がおり、事業化が承認されました。

社会実験から約20年、国土交通大臣に要望書を提出してから10年の歳月を費やしており、万感胸に迫る思いです。これも、ひとえに議会をはじめ、土地をご提供いただいた地元の皆さま、整備促進にご尽力くださった皆さま、多くの関係者の皆さまのご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

完成間近な三芳スマートICに立ってみると、「第5次総合計画」で三芳町の「西の玄関口」に位置付けられているように、フルインター化を契機に三芳町が大いに発展する姿が目に見えます。

一方で、周辺地域では、フルインター化を見越し、平地林が開発等によって流通倉庫等に変貌している現実もあります。

人類の社会経済活動が進展する中で、当地域においても「プラネタリー・バウンダリー」が一気に

加速化されてしまうのではないかという憂慮の念が沸き起こってきます。

こうした地球規模の課題解決のため、「環境保全」と「開発」という人類の相反する活動のベクトルを一つにしたのがSDGs(持続可能な開発目標)です。

ヨハン・ロックストローム氏は、「SDGsウエディングケーキモデル」を提唱しています。SDGsの17の目標を「生物圏(Biosphere)」「社会圏(Society)」「経済圏(Economy)」の3つに分類し、ウエディングケーキのように3層に重ね説明しています。一番下の層が生物圏で、その上に社会圏、さらにその上に経済圏が乗っています。17の目標は密接に関連していますが、豊かな生物(地球環境)の基盤があることで、私たちの社会、そして経済が成り立っていることを表しています。

あらためて、私たちは、このSDGsウエディングケーキモデルをまちづくりの根幹に置かなくてはならないと考えます。

「三芳スマートICフルインター化」と「世界農業遺産認定」には、それぞれ10年の歳月がかかりました。双方とも魅力あふれ豊かな未来の三芳町の発展には欠かせない主要施策です。矛盾し相反している施策のように映るかもしれませんが、SDGsウエディングケーキモデルの中で、両施策を関連付けて進めていく必要があります。そして、その基盤となるのが、世界農業遺産に認定された伝統的農法によって継承されてきた武蔵野地域の平地林と生物多様性などの生物圏であるということと言うまでもありません。

そして、「みよしフォレストシティ構想」は、SDGsのウエディングケーキモデルを根幹に据えた三芳町の未来のまちづくり構想です。三芳町の歴史、文化、自然、農業といった資源と特性を基盤に、「農」と「緑」と「コンパクトシティ」を基軸にして「環境保全」と「開発」という異なるベクトルを統合し、生物多様性の継承と持続可能な社会の実現を目指し、私たちはもとより未来の子ども達の well-being を実現していきます。

平成24年1月、淑徳大学で「農と里山シンポジウム」が開催されました。懇談会の席上、パネリストの東京農業大学名誉教授、元学長の進士五十八先生から、世界農業遺産申請への推薦をいただきました。また、先生は、かつての姿から変貌してしまった三芳町の荒れた平地林を見て、次のように感想を述べられました。

「町に入ると、そこに住む人の心が表れる。以前は、平地林は下草刈りや山掃きが行われていて美しかった。今は平地林が減少し、荒れてしまったように見える。」

と。

そのお話をお聞きし、恥ずかしく悲しい気持ちになりました。

今になって思えば、その時の思いが、世界農業遺産認定へ向かわせたのかもしれませんが。

3月10日、三芳スマートICがフル化し、多くの皆さまが三芳町に来られることになると思います。
三芳町に降りた人達が、美しき平地林と田園風景が織りなす光景を見て、次のように感じていただけたらと思います。

みよしは 国のまほろば 畳なづく 青垣 山隠れる みよしうるわし

60年前に時計の針を戻すことはできない。しかし、至る所に依然として麗しき武蔵野の「まほろば」が輝いています。私たちは、その一つひとつを大切に拾い上げ、守り、つなぎ、その輝きをさらに大きくし、現代の「まほろば～みよしフォレストシティ」を創造し、未来の子ども達に継承していかなくてはなりません。

それは、私たちの使命であり、未来の子ども達への責任です。

私たちは、「世界農業遺産認定」「三芳スマートICフルインター化」に長い歳月を要しました。多くの皆さまの力を結集し、幾多の困難や課題を乗り越え達成することができました。

私たちは、今、再び新たな目標に向けてのスタートラインに立っています。

その目標は、「みよしフォレストシティ」という現代の「まほろば」と、住民の皆さまの Well-being の実現です。

一人ひとりの出逢いを大切に、その力を結集すれば、必ず「まほろば～みよしフォレストシティ」を創造できると信じています。

「至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり」

吉田松陰

至誠をもって、昼夜を舍かず、一步一步進んでまいります。

議員各位をはじめ多くの住民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度施政方針といたします。

※1 (『リスボン地震とその文明史的意義の考察』(公財)ひょうご震災記念 21世紀研究機構研究調査本部、『日本人はどう住まうべきか?』養老孟司、隈研吾)

※2 ウェルビーイング(well-being)は、世界保健機関(WHO)憲章で初めて提唱された概念で、狭義の健康に加え、幸せ、福祉といった意味を持つ、広い意味での「健康」の定義において使われている単語です。1980年代以来、心理学分野におけるウェルビーイングについての研究が進められ、「幸せ」に重きを置いて使用されることも増えてきています。このため、日本では「健康」「幸せ・幸福」「福祉」など様々な訳があてられています。

※3 『地域づくりのヒント』牧瀬稔氏は、著書の中で「オープンイノベーション」という概念について、「2002年に経営学者のヘンリー・チェスブロウが提唱したもので、(中略)自治体単独で政策づくり等に取り組むのではなく、地域住民や民間企業、大学など多様な主体が持つアイデアやサービス、ノウハウなどを組み合わせ、革新的なビジネスモデルや地域活性化につなげる活動」と定義しています。

※4 「政策形成サイクル」は自治体版PDCA

政策研究⇒政策立案⇒政策決定⇒政策実行⇒政策評価⇒政策研究へもどる。

『三芳の未来をつくる共創のまちづくり講演会』 牧瀬稔

※5 『こども基本法と地方自治～子ども条例で作る自治体の「かたち」』 野村武司

『こども基本法で問われる自治体の役割』 野村武司

※6 「子どもにやさしいまちづくり事業」(Child Friendly Cities Initiative) 1992年のリオデジャネイロでの地球環境会議で、持続可能な開発の取組の一環として、「子どもの権利条約」の推進が提起されました。この流れを確実なものにする目的から、1996年の第2回国連人間居住会議(ハビタット 2)で「子どもにやさしいまちづくり事業」が提唱され、今日に至っています。現在、開発途上国、先進国合わせて約40カ国の3,000以上の自治体やコミュニティ(令和5年7月現在)で、子どもにやさしいまちづくり事業は展開されています。

※7 『いま開国の時 ニッポンの教育』 尾木直樹&リヒテルズ直子